

鹿児島県起業支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「鹿児島県起業支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）が、起業又は新事業の展開に対する挑戦を後押しし、新たなビジネスの創出・育成を図るとともに地域経済の活性化を図るため、起業を志す者等に対して経費の一部を助成することを目的として交付する鹿児島県起業支援事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定める。

2 助成金の交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び交付要綱に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 次に掲げるいずれかに該当することをいい、その起算日には、個人事業にあっては開業の日、会社等の法人にあっては法人設立の日を用いる。
 - ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、個人事業主として新たに事業を開始すること。
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに会社等の法人を設立し、事業を開始すること。
- (2) 新事業 独自の技術やアイデア等を用いた新商品の開発若しくは新サービスの提供又は地域資源等を活用し地域課題等の解決に資する新商品の開発若しくは新サービスの提供に取り組む事業（助成金の交付を受けようとする年度の4月1日時点において商品等（試作品を除く。）の販売若しくはサービスの提供を開始していない、又は販売若しくはサービスの提供の開始の日から3年を経過していない事業）のことをいう。
- (3) 会社等の法人 会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する株式会社、合同会社、合名会社及び合資会社、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する協業組合並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (4) ビジネスプラン 「鹿児島県ビジネスプランコンテスト」（以下「コンテスト」という。）の最終審査会参加者がコンテスト参加時に提案したプランをいう。
- (5) 助成事業 助成金の交付の対象となる事業をいう。
- (6) 助成事業者 助成事業を行う者をいう。
- (7) 助成対象経費 助成金交付の対象となる経費をいう。
- (8) 事業計画 助成金の交付を受けようとする事業の計画をいう。
- (9) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- (10) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (11) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員，支配人，営業所等（営業所，事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下「法人役員等」という。），法人格を有しない団体にあっては代表者，理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者，営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。
- (12) 助成事業者として不適格な者 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条第1項に基づく指名停止を受けている者
 - エ 暴力団であると認められる者
 - オ 役員等が暴力団員等であると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与していると認められる者
 - キ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
 - ク 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められる者
 - ケ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - コ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者
 - サ エからコまでに掲げる者の依頼を受けて助成金の交付を受けようとする者
 - シ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ス 鹿児島県税を滞納している者
 - セ 公序良俗に反する事業を行う者
 - ソ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業など）を行う者

(助成事業者の要件等)

第3条 助成事業者に該当する要件は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) コンテストの最終審査会（助成事業の実施年度の4月1日時点において、当該審査会の開催日から3年を経過していないこと）に参加したビジネスプラン提案者及び提案者の所属する会社等の法人又は団体であること。なお、団体とは、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
 - イ 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
 - ウ 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
 - エ 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- (2) 助成対象期間の満了する日までに鹿児島県内において起業する者又は起業済みの者であること。なお、会社等の法人又は団体にあつては、助成対象期間の満了する日までに県内に法人又は団体の所在地及び事業所を有し、事業を開始済みであること。（県外から県内に法人又は団体の所在地を移し、県内において事業を開始する場合を含む。）
- (3) 許認可等を必要とする業種にあつては、助成対象期間の満了する日までに当該許認可等を受けていること。
- (4) 助成事業者として不適格な者ではないこと。
- (5) 個人事業主又は会社等の法人若しくは団体の代表者は、鹿児島県内に住所を有する者（助成対象期間の満了する日までに県外から県内に住所を移す者を含む。）であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この助成金の目的を達成するために必要なこととしてセンターが定めるもの。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、交付決定の日から翌年2月末日までの間とする。

(助成事業及び助成対象経費)

第5条 助成事業は、ビジネスプランの実現又は磨き上げのために実施する別表に定める事業とする。

- 2 助成対象経費は、助成対象期間中に実施した助成事業に要する経費であつて、かつ、支払いがなされたものとする。
- 3 助成対象経費には、以下に該当するものは含まないものとする。
 - (1) 消費税及び地方消費税相当額
 - (2) 国、市町村及びその他団体等による他の助成金において、助成対象経費として計上しているものと同一の物品の購入、サービスの対価等に係る経費

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）をセ

ンターが別に指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（第1-1号様式）
 - (2) 収支予算書（第1-2号様式）
 - (3) 住民票の写し（応募日前3か月以内に発行されたものとする。）
 - (4) 「県税に未納がない」ことを証明する納税証明書（応募日前3か月以内に発行されたものとする。）
 - (5) 起業済みの者にあつては、履歴事項全部証明書又は開業届出書控えの写し及び営業実態が外観・内観から見て確認できる書類一式
 - (6) その他センターが必要と認める書類
- 3 助成金の交付を受けようとする者は、第1項の規定により助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（助成金の交付決定等）

- 第7条 前条の規定により交付申請書が提出されたときは、センターの理事長（以下「理事長」という。）は、別に定める審査会においてその内容を審査の上、適当と認めるときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定するものとし、交付決定の通知は助成金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。
- 2 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することがある。
 - 3 助成金の額は、助成対象経費の3分の2に相当する額とし、150万円を上限とする。算出した合計額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
 - 4 第1項の規定による交付の決定に当たり、前条第3項の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
 - 5 理事長は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（助成事業の内容等の変更）

- 第8条 助成事業者は、次の各号に掲げる変更事由が生じたときは、規則第7条第1項の規定により、計画変更承認申請書（第3号様式）をセンターに提出しなければならない。

- (1) 助成事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 助成事業に要する経費について、総額の3割を超えて減額変更を行うとき。
- (3) 助成事業に要する経費の別表に定める事業区分ごとの配分変更について、流用により、事業区分の事業費又は各事業区分内の各経費区分ごとの経費を総額の3割を超えて増減するとき。

2 理事長は、規則第7条第2項の規定による承認を行う場合において、変更承認のみを行うときは変更決定通知書（第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行うときは変更交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に助成金交付申請取下書（第6号様式）をセンターに提出することにより行うものとする。

（状況報告）

第10条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、状況報告書（第7号様式）により行うものとする。

（事故報告）

第11条 規則第11条第2項の規定によるセンターへの報告は、事故報告書（第8号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から起算して10日以内又は助成対象期間の末日から起算して5日以内のいずれか早い日までに、実績報告書（第9号様式）に関係書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業実績報告書（第9-1号様式）
- (2) 収支計算書（第9-2号様式）
- (3) その他センターが必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第13条 規則第14条の規定による助成金の額の確定の通知は、助成金交付確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（助成金の交付）

第14条 規則第16条第1項の規定による助成金の交付請求は、助成金交付請求書（第11号様式）により行うものとする。

2 この助成金は、精算払により交付するものとする。

(助成金の交付の決定の取消し)

第15条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又は本要領に基づくセンターの指示に違反したとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 助成事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (4) 第3条各号の規定に該当しないことが明らかとなったとき。

2 前項の規定は、第13条に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 理事長は、第1項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、交付決定取消通知書（第12号様式）により助成事業者にも速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金の交付を行っているときは、助成金の返還を求めることができる。

2 理事長は、前項に基づき助成金の返還を求めるときは、次に掲げる事項を助成事業者にも通知する。

- (1) 返還すべき助成金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 返還期限

(事業状況報告等)

第17条 助成事業者は、助成事業の実施後も事業の継続に努めなければならない。

2 助成事業者は、実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年当該助成事業後の状況についての事業状況報告書（第13号様式）をセンターにも提出しなければならない。

3 前項の事業状況報告書の提出は、毎年5月末までに行わなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第18条 助成事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（以下「産業財産権」という。）が発生した場合、その帰属先は、以下の項目を遵守することを条件に、原則として助成事業者とする。

- (1) 助成事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権を当該事業年度又は事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権届出書（第14号様式）をセンターにも提出すること。
- (2) センターが公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、センターに対し、当該産業財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 当該産業財産権を県内において相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由が

ない場合で、センターが特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。

(4) 助成事業の実施期間中及び事業終了後5年以内に当該産業財産権の移転、専用実施権の設定又は移転の承諾をしようとするときは、あらかじめセンターの承認を得ること。

2 前項の規定にかかわらず、第12条の規定による実績報告に係る納入物の著作権は、ソフトウェア等の著作権を除き全てセンターに帰属するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第19条 助成事業者は、助成金の交付後に消費税等の申告により、助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等の額の確定に伴う報告書（第15号様式）により、速やかにセンターに報告しなければならない。

2 センターは、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(財産の管理及び処分)

第20条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用が増加した財産について、当該事業の完了後もその保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理に努めなければならない。

2 助成事業者は、前項に規定する財産であって、取得価格又は効用の増加した額が1件あたり50万円以上のものを処分しようとするときは、財産処分承認申請書(第16号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

3 前項の規定による承認申請があった場合は、理事長は承認又は不承認の決定を行い、財産処分決定通知書(第17号様式)により通知するものとする。

4 助成事業者は、前項の承認を受けて当該財産を処分したことにより、収入があったときは、別に定めるところにより、センターにその収入の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。なお、助成事業完了後に、交付決定の目的以外に、第1項に規定する財産を処分したときは、規則第17条及び第18条の規定に基づき、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこととし、当該取消しに係る部分に関して返還を命ずるものとする。

(検査等)

第21条 センターは、助成事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成事業者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、又は帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(証拠書類の保管)

第22条 助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、

当該収入及び支出に係る証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 様

〒

住所（所在地）
企業等名
代表者職・氏名
電 話

年度鹿児島県起業支援事業助成金交付申請書

標記助成金に係る事業について下記のとおり実施したいので、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業テーマ名 『 』
- 2 助成金申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（第1-1号様式）
 - (2) 収支予算書（第1-2号様式）
 - (3) 住民票の写し（応募日前3か月以内に発行されたもの）
 - (4) 「県税の未納がない」ことを証明する納税証明書（県の地域振興局・支庁で発行された県税の納税証明書で応募日前3か月以内に発行されたもの）
 - (5) 履歴事項全部証明書又は開業届出書控えの写し及び営業実態が外観・内観から見て確認できる書類一式（既に起業している者に限る。）
 - (6) 事業費の積算根拠資料
 - (7) その他センターが必要と認める書類
- 4 誓約
 - (1) 私（当社）は、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第2条第12号に規定する助成事業者として不適格な者に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
 - (2) 私（当社）は、現在、法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。
 - (3) 私（当社）は、助成事業期間中及び助成事業期間終了後も、本事業を実施していく上で法令を順守することを確約します。

2 事業内容

- ① 現在の経営内容又は経営計画の概略（取扱商品，サービスの内容，取組年数など）
（別紙や図表等での説明でも可。未開業の者は②からの記入で可）

- ② ビジネスプランコンテストで発表したプラン（事業開始計画又は新規取組事業分野の内容）
の具体的な内容（最終審査会で発表したプレゼン資料を添付してください。）

※ **発表プランに係る事業（新規取組事業）の開始年月**（平成・令和 年 月）

- ③ 今回申請の取組内容とビジネスプランコンテスト発表プランとの関連等

1) 申請内容と発表プランの連動性について

（発表プラン（経営計画又は新規取組事業分野）の事業具体化の方法・強化策等についてご記入ください。）

2) 市場規模や競合相手との差別化について

（現在考えている事業の市場規模や競合先の事業との差異化等についてご記入ください。）

- ④ 将来の長期的な展望

⑤ 具体的な取組内容・実施方法（助成事業の事業区分ごとに掲載）

※実施する事業区分名と助成を希望する内容を具体的に記載してください。

【起業等準備事業】

【 事業】

【 事業】

⑥ 本事業（ 年 月～ 年月）に係る資金計画（必要な全ての資金と調達方法を記載してください。）

単位：円

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備等資金	(内容)		自己資金	
			金融機関からの借入金 (調達先機関名：) <input type="checkbox"/> 既に調達済み <input type="checkbox"/> 助成事業期間中に調達見込みあり <input type="checkbox"/> 将来的に調達見込みあり	
			その他（本事業の売上金、親族からの借入金等） (内容)	
	設備資金の合計			
運転資金	(内容)		助成金申請額	
	運転資金の合計			
合 計			合 計	

注1 本年4月から来年3月までの1年分を記入

注2 「設備等資金」の欄は、助成対象とする経費について、事業区分ごとにその合計額を記入してください。

注3 「運転資金」の欄は、発表したビジネスプランと同部門における助成対象としない人件費、家賃、光熱水費等の維持管理費等を記入してください。

注4 助成金の支払は助成事業完了後となりますから、事業期間中は助成金申請相当額分（収支予算書の収支総括表の「助成金」と同額）を別途に手当していただく必要があります。添付の「別紙」を記入の上、申込の際に「事業計画書」に添付してください。

⑦ 直近1年間の売上状況（※起業済みの方は記入）							（単位：円）
令和 年	4月	5月	6月	7月	9月	9月	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	

※ 計上月は、状況に応じて修正してください。

⑧ 事業スケジュール（申請時を含む期を「1年目」として記入。個人の場合は暦年単位、法人の場合は決算期単位の1年分を各期に記入）

実施時期	具体的な事業内容
1年目	
2年目	
3年目	

⑨ 売上・利益等の計画（申請時を含む期を「1年目」として記入。個人の場合は暦年単位、法人の場合は決算期単位の1年分を各期に記入）

（単位：円）

	1年目 (年月～年月期)	2年目 (年月～年月期)	3年目 (年月～年月期)
(a) 売上高			
(b) 売上原価			
(c) 売上総利益 (a-b)			
(d) 販売管理費			
営業利益 (c-d)			
従業員数	人	人	人
うち パート アルバイト	人	人	人
売上高積算根拠			

注1 「1年目」は事業開始月から決算月までを記入

注2 「従業員数」に、代表者は含みません。

注3 「売上高積算根拠」は、売上区分ごとにその積算内訳を記入してください。

注4 「(b)売上原価」には、製造原価を含みます。

(別紙)

事業計画書「⑥本事業に係る資金計画」の「調達の方法」の説明

(単位：円)

	手当方法	金額
【助成金申請額】 1 <u>助成金は、助成事業が完了した後の検査を経て支払いますので、助成金が支払われるまでの間、御自身で助成金交付希望相当額分を手当していただく必要があります。</u> 2 <u>事業計画書の⑥資金計画の表の「調達の方法」の欄の下「助成金申請額」相当額について、事業実施期間中の手当方法を右欄に記載してください。</u>	(1) 預貯金等	
	(2) 金融機関からの借入金 (調達先：)	
	(3) その他 (調達先：)	
	合 計（「助成金申請額」に同じ。）	
	(注) <u>(1)～(3)の金額は、⑥資金計画の表の「調達の方法」の各欄記載の金額には含みません。助成事業実施期間中に別枠での調達が必要となります。</u> <u>なお、「(3)その他」には、本事業の売上金からの充当はしないでください。</u>	

収支予算書

1 収支総括表

収入

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
自 己 資 金		
借 入 金		
助 成 金		
そ の 他		
合 計		

※ 収入・支出とも金額は消費税込みの額を記入すること

支出

(単位:円)

事業区分	助成事業に要する全経費	
	予算額	備 考
起 業 等 準 備 事 業		
市 場 調 査 等 事 業		
商 品 ・ 技 術 開 発 等 事 業		
情 報 発 信 ・ 広 報 事 業		
販 路 開 拓 事 業		
合 計		

注1 本年の事業開始月から来年2月までの1年分を記入

注2 「支出」には、事業計画書⑥のうち助成対象とする経費について、事業区分ごとにその合計額を記入してください。助成対象としない経費は含みません。

注3 「支出」の合計額は、「収入」の合計額と一致します。

注4 「収入」の「助成金」の額は、2支出明細書の「助成金交付申請額F」と一致します。

2 支出明細書（事業区分ごとに作成すること）

【1 ○○事業】

（単位：円）

経費区分	内容	A 事業経費	B 助成対象経費	C 助成額	積算基礎
		(消費税込)	(消費税別)	(千円未満切り捨て)	
	起業等に必要官公庁への申請書類作成費				/
	店舗等借入初期費				
	店舗等改装費				
	設備費				
	研究費				
	産業財産権関連経費				
	謝金				
	旅費				
	広報費				
	外注費				
	委託費				
	その他				
	合計				

※ 各経費区分の内容ごとに、行を追加して記入してください。（該当のない経費区分は記入の必要はありません。）

※ 助成内容が確認できる書類（改装・機器購入等は見積書、カタログ、パンフレット、仕様書等）を添付してください。

※ 事業完了時に、支出を証明する書類（領収書等の写し）がない場合は、助成対象となりません。

【2 ○○事業】

（単位：円）

経費区分	内容	A 事業経費	B 助成対象経費	C 助成額	積算基礎
		(消費税込)	(消費税別)	(千円未満切り捨て)	
					/
	合計				

（単位：円）

事業経費総額 D	（上記各事業の A の合計）	
助成対象経費 E	（上記各事業の B の合計）	
助成金交付申請額 F	（上記各事業の C の合計） ※千円未満切り捨て	

注 1 本年の事業開始月から来年 2 月までの 1 年分を記入

注 2 事業経費総額 D は、1 収支総括表の「支出」の合計額と一致します。

注 3 助成金交付申請額 F は、1 収支総括表の「収入」の「助成金」の額と一致します。

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長

印

年度鹿児島県起業支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記助成金について、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第7条第1項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 事業テーマ名（ ）
- 2 助成金の額 金 円
- 3 助成金の額の区分

(単位：円)

事業区分	助成対象経費	助成金の額
起業等準備事業		
市場調査等事業		
商品・技術開発等事業		
情報発信・広報事業		
販路開拓事業		
合計		

- 4 交付の条件
鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県起業支援事業助成金交付要領を遵守すること。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 様

〒

住所（所在地）

企業等名

代表者職・氏名

電 話

年度鹿児島県起業支援事業助成金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記助成金に係る事業について、下記のとおり変更したいので、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第8条第1項の規定により申請します。

記

1 事業テーマ名（ ）

2 変更区分

① 助成額の変更なし

② 助成額の変更あり

（単位：円）

	当初交付決定額	変更交付申請額	差 額
助成金			

3 変更理由

4 関係書類

(1) 事業内容の変更説明書（第3号様式 別紙1）

(2) 収支予算変更内容説明書（第3号様式 別紙2）

備 考

1 変更区分は該当の項目に○を付けること。

2 変更理由を証する書類があれば添付すること。

年度鹿児島県起業支援事業助成金
事業内容の変更説明書

事業区分	当初計画 (変更事項のみ記入)	変更後 (変更事項のみ記入)	変更理由

※事業内容の変更事項，経費配分の変更内容がわかるように記載すること。

年度鹿児島県起業支援事業助成金
事業経費収支予算変更内容説明書

企業等名：

(単位：円)

区 分		当初計画	変更後	増減率(%)
収 入	自 己 資 金			
	借 入 金			
	助 成 金			
	そ の 他			
	合 計			
支 出	起 業 等 準 備 事 業			
	市 場 調 査 等 事 業			
	商品・技術開発等事業等			
	情報発信・広報事業			
	販 路 開 拓 事 業			
	合 計	()	()	

※ 金額は消費税込みの額を記入し、()内は助成対象経費の額を記載すること。

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長

印

年度鹿児島県起業支援事業助成金変更決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記助成金に係る事業の計画変更については、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第8条第2項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定（承認 ・ 不承認）

2 理由

第5号様式（第8条関係）

第 年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長

印

年度鹿児島県起業支援事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記助成金に係る事業の計画変更については、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第8条第2項の規定により承認し、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 様

〒

住所（所在地）

企業等名

代表者職・氏名

電 話

年度鹿児島県起業支援事業助成金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記助成金に係る事業については、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第9条の規定により下記のとおり取り下げます。

記

1 事業テーマ名（ ）

2 助成金の額 金 円

3 取下げ理由

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 様

〒

住所（所在地）

企業等名

代表者職・氏名

電話

年度鹿児島県起業支援事業助成金状況報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき実施している標記助成金に係る事業の状況について、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1) 助成事業実施状況報告書 （第7号様式 別紙1）
- (2) 支出明細書
- (3) その他センターが必要と認める書類

助成事業実施状況報告書（その1）

年 月 日現在

1 テーマ	
2 事業内容	
3 事業の実施場所	場 所： 連絡担当者： TEL：
事業の実施状況	

助成事業実施状況報告書（その2）

<p>5 今後の計画及び課題</p>	
<p>6 産業財産権</p> <p>（特許権，商標権などの産業財産権を出願した場合，その内容について記載する。）</p>	

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 様

〒

住所（所在地）

企業等名

代表者職・氏名

電 話

年度鹿児島県起業支援事業助成金事故報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき実施している標記助成金に係る事業の状況について、下記のとおり事故があったので、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業テーマ名（ ）
- 2 事故の内容及び原因
- 3 事故に対してとった措置
- 4 関係書類
 - (1) 進捗状況報告書
（全体の事業計画と比較して記載する。）
 - (2) 支出済経費明細書
（実績報告書の収支計算書に準じて記載する。）

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 様

〒

住所（所在地）

企業等名

代表者職・氏名

電 話

年度鹿児島県起業支援事業助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記助成金に係る事業を下記のとおり完了したので、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第12条の規定により報告します。

関係書類

- 1 助成事業実績報告書（第9-1号様式）
- 2 収支計算書（第9-2号様式）
- 3 経理関係書類（見積書、納品書、領収書等）の写し
- 4 法人登記又は開業届出書の控え（交付申請後に起業した方のみ）

助成事業実績報告書

令和○年度鹿児島県起業支
援事業助成金
採択者 ○○○○

●●株式会社

事業者概要

外観写真

設 立	○年○月	住所	〒○○○-○○○○
資 本 金	○○○千円		○○○市○○町○○
従業員数	○人	TEL	○○○-○○○-○○○○
代 表 者	○○○○○	FAX	○○○-○○○-○○○○
業 種	○○業	H P	http://

採択テーマ：

事業内容：

補助内容

成果

店内の写真など

商品の写真など

事業所・店舗等のPR

収支計算書

1 収支総括表

収 入

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (予算-決算)	備 考
自 己 資 金				
借 入 金				
助 成 金				
そ の 他				
合 計				

※ 金額は消費税込みの額を記入すること

支 出

事業区分	助成事業に要した全経費		
	予算額	決算額	差 額 (予算-決算)
起 業 等 準 備 事 業			
市 場 調 査 等 事 業			
商 品 ・ 技 術 開 発 等 事 業			
情 報 発 信 ・ 広 報 事 業			
販 路 開 拓 事 業			
合 計			

※ 金額は消費税込みの額を記入すること

(記載上の注意)

- (1) 予算額とは申請時の収支予算書に記載した金額をいい、事業計画を変更した場合は、その承認を受けた変更計画に基づく金額をいう。
- (2) 予算額と決算額が著しく異なるときは、その理由を備考欄に記載すること。

2 支出明細書（事業区分ごとに作成すること）

【1 ○○事業】

（単位：円）

経費区分	内容	A 事業経費	B 助成対象経費	C 助成額	積算基礎
		(消費税込)	(消費税別)	(千円未満切り捨て)	
	起業等に必要官公庁への申請書類作成費				/
	店舗等借入初期費				
	店舗等改装費				
	設備費				
	研究費				
	産業財産権関連経費				
	謝金				
	旅費				
	広報費				
	外注費				
	委託費				
	その他				
合計					

※ 各経費区分の内容ごとに、行を追加して記入してください。（該当のない経費区分は記入の必要はありません。）

※ 事業完了時に、支出を証明する書類（領収書等の写し）がない場合は、助成対象となりません。

【2 ○○事業】

（単位：円）

経費区分	内容	A 事業経費	B 助成対象経費	C 助成額	積算基礎
		(消費税込)	(消費税別)	(千円未満切り捨て)	
					/
合計					

（単位：円）

事業経費総額 D	（上記各事業の A の合計）	
助成対象経費 E	（上記各事業の B の合計）	
助成金交付申請額 F	（上記各事業の C の合計） ※千円未満切り捨て	

注1 事業経費総額 D は、1 収支総括表の「支出」の合計額と一致します。

注2 助成金交付申請額 F は、1 収支総括表の「収入」の「助成金」の額と一致します。

第 10 号様式（第 13 条関係）

第 年 月 号
日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長

印

年度鹿児島県起業支援事業助成金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記助成金について、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第 13 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

第 11 号様式 (第 14 条関係)

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 様

〒

住所 (所在地)

企 業 等 名

代表者職・氏名

電 話

年度鹿児島県起業支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定があった標記助成金について、
鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第 14 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込指定口座： 銀行、 支店

預金、口座番号

フリガナ

口座名義

第 年 月 号
日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長

印

年度鹿児島県起業支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度鹿児島県起業
支援助成金について、下記のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消したので、鹿
児島県起業支援事業助成金交付要領第 15 条第 3 項に基づき通知します。

記

1. 事業テーマ名（)
2. 取り消した助成金交付決定額
金 円
3. 取り消した理由

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 様

〒

住所（所在地）

企 業 等 名

代表者職・氏名

電 話

年度鹿児島県起業支援事業助成金に係る事業状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった標記助成金に係る年度の事業状況について、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 事業状況

事業テーマ名		
助成金の額	円	
事業年度	前期 (年 月～ 年 月期)	今期 (年 月～ 年 月期)
(a)売上高		
(b)売上原価		
(c)売上総利益(a-b)		
(d)販売管理費		
営業利益(c-d)		
従業員数		
積算根拠		

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 様

〒

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

年度鹿児島県起業支援事業助成金に係る産業財産権届出書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった標記助成金に係る 年度の産業財産権の取得等について、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 事業テーマ名
- 2 産業財産権の種類
- 3 出願又は登録年月日
- 4 出願又は登録番号
- 5 出願に係る内容
- 6 相手先及び条件

[記入要領]

- 1 「年 月 日付け 第 号」は、交付決定通知書（又は変更交付決定通知書）の日付及び番号を記入すること。
- 2 「産業財産権の種類」には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の別を記入し、これら権利の譲渡又は実施権の設定の場合には、当該事項を括弧書きで付記すること。
- 3 「内容」については、当該出願又は登録関係書類をもって代えることができる。
- 4 「相手先及び条件」は、権利の譲渡又は実施権の設定の場合のみ記入すること。

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 殿

〒

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

年度鹿児島県起業支援事業助成金に係る消費税等の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号により交付確定通知のあった標記助成金について、鹿児島県起業支援助成金交付要領第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 助成金の額	円
2 助成金の確定時における消費税等仕入控除税額（A）	円
3 消費税等の額の確定に伴う助成金に係る消費税等仕入控除税額（B）	円
4 助成金返還相当額（A－B）	円

[記入要領]

- 1 「助成金の額」は、センターが助成金の確定通知書により通知した額であること。
- 2 「助成金の確定時における消費税等仕入控除税額」は、実績報告書の助成額に係る消費税等相当額であること。
- 3 その他、消費税等仕入控除税額の算定に必要な積算内訳書を別紙として添付すること。

第 16 号様式（第 20 条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター 理事長 様

〒

所在地

名称

代表者名

年度鹿児島県起業支援事業助成金に係る財産処分承認申請書

標記助成金により取得等した財産を処分したいので、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第 20 条第 2 項の規定により申請します。

1 処分しようとする財産の名称

財産の名称	数量	取得年月日	取得価格	時価相当額

2 処分の方法

3 処分の理由

[記入要領]

- 1 「年度」は、助成事業を実施した年度を記入すること。
- 2 「処分しようとする財産の数量及び取得価格」は、実績報告書の数量及び価格と一致すること。
- 3 「時価相当額」は、当該品目の一般的な評価方法により算出すること。
- 4 「処分の方法」及び「処分の理由」は、具体的に記入すること。

第 17 号様式（第 20 条関係）

年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長

印

年度鹿児島県起業支援事業助成金に係る財産処分決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった財産処分については、鹿児島県起業支援事業助成金交付要領第 20 条第 3 項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

なお、財産処分により得た収入について、下記のとおり納付してください。

記

- 1 決 定（承 認 ・ 不承認）
- 2 納付金額
- 3 納付期限
- 4 納付場所
- 5 納付方法

【別表】

事業区分	経費区分	内容	助成率・助成上限額
①起業等準備事業 （起業及び新事業展開のための準備に必要な事業） ②市場調査等事業 （新たな商品・サービスの市場調査等のために必要な事業）	起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成費	<ul style="list-style-type: none"> ・開業又は法人設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請書類作成経費 ※ 商号の登記・会社設立登記・登記事項変更等に係る登録免許税は対象外 ※ 定款認証料，収入印紙代は対象外 ※ 官公庁に対する各種証明書類（印鑑証明等）の取得費用は対象外 	助成率2/3 ・助成上限額 1事業者あたり 1,500千円
③商品・技術開発等事業 （商品・技術の開発のために必要な事業） ④情報発信・広報事業 （商品・サービスの特性を情報発信し，広報するために必要な事業） ⑤販路開拓事業 （商品・サービスの販路開拓及び販売促進のために必要な事業）	店舗等借入初期費	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所・駐車場（従業員専用駐車場を除く。）の借入に伴う礼金，仲介手数料 ※ 助成対象経費となる礼金の上限は，賃借料（家賃）の2か月分までとする。 ※ 敷金，保証金，火災保険料，地震保険料，賃借料（家賃），共益費は対象外 ※ 三親等以内の親族が所有する不動産等に係るものは対象外 ※ 住宅兼店舗・事務所については、礼金，仲介手数料のうち店舗・事務所部分に係る金額が明確に分けられる場合に限り，店舗・事務所部分に係る経費のみ対象 	
	店舗等改装費	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用(直接事業の用に供するものに限る。住居兼店舗・事務所については，間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区分されている場合に限り，店舗・事務所専有部分に係る経費のみ対象) 	

	<p>※ 新築工事，増築工事，大規模改装工事，外構工事等は対象外</p> <p>※ 床下基礎補強工事，天井工事，給排水工事は対象とする。</p> <p>※ 建物の店舗部分と接合し一体化した営業専用テラス及び庇は対象とする。</p>
設備費	<p>・直接事業に使用する機械装置・工具 ・器具・備品の調達費用</p> <p>※ 短期間の使用によって消耗され又はその効力を失う消耗品及び一品単価千円未満（消費税抜き本体価格）のものは対象外 ただし，飲食を供する業用の食器，箸，カトラリーは，単品又は同一品のセット購入で千円以上（消費税抜き本体価格）を対象とし，一品単価2万円以上（消費税抜き本体価格）は対象外とする。</p> <p>※ パソコン，デジタルカメラ，複合機，タブレット端末，電話機，家庭用・一般事務用ソフトウェアは原則として対象外とするが，当該設備等がないと業務が成り立たない場合（インターネット附随サービス業のパソコンや写真業のカメラなど）は対象経費として認める。</p> <p>※ 車両（移動販売車を含む。），不動産（庭木，庭石，塀を含む。），建物の取得に要する経費は対象外</p> <p>※ リース・レンタル費用は対象外</p> <p>※ 使用目的が事業の遂行に必要なものと特定できないものの購入費は対象外</p> <p>※ 中古販売を業とする者から購入する場合は機器・家具類のみとし，新品の定価と比較できる書類の添付が必要</p>

研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接事業に使用する原材料・副資材の購入に要する経費 ・ 商品・技術開発に係る研究・試作品開発に要するその他経費 <p>※ 他の経費区分で計上できるものは、その区分で計上すること。</p> <p>※ 使用目的が事業の遂行に必要なものと特定できないものの購入費は対象外</p>
産業財産権関連経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる産業財産権（特許権，実用新案権，意匠権，商標権）の取得に要する弁理士費用等 <p>※ 事業完了までに出願手続及び費用の支払が完了していることが条件</p> <p>※ 産業財産権の出願費用は対象外</p> <p>※ 助成対象となる上限は、助成対象経費の全体額の1/3まで</p>
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費（助言内容，本事業のための必要性等が客観的に明確なものに限る。） <p>※ 助成対象となる単価の上限は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大学教授，弁護士，弁理士，公認会計士，医師これに準ずる者の場合 1日につき40,000円 ② 大学准教授，税理士，司法書士，中小企業診断士，社会保険労務士，行政書士，ITコーディネーター，技術士，不動産鑑定士，土地家屋調査士，薬剤師等の場合 1日につき30,000円 ③ その他 1日につき20,000円

	<p>※ 包括的なコンサルティング料など 内容が客観的に不明確なものは対象外</p>
<p>旅費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に当たり必要となる販路開拓，マーケティング調査，PRを目的とした国内の出張旅費（交通費・宿泊料）の実費（謝金により助言を依頼し招へいした専門家に対するものも含む。） ※ 宿泊料の上限は県の規定に準じる。 東京都特別区，さいたま市，千葉市，横浜市，川崎市，相模原市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，広島市，福岡市 <li style="padding-left: 100px;">1泊12,000円 <li style="padding-left: 100px;">上記以外 1泊10,800円 ※ タクシー代，ガソリン代，高速道路通行料金，レンタカー代等，公共交通機関以外の利用による旅費は対象外 ※ 鉄道のグリーン車利用料金，航空機のプレミアムシート等料金は対象外 ※ 旅行代理店の手数料，旅費日当，飲食費，通勤に係る交通費は対象外 ※ プリペイドカード付き宿泊プランの当該プリペイドカード代は対象外
<p>広報費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告宣伝費，パンフレット印刷費（数量の根拠が明確なものに限る。），展示会・商談会出展費用（出展料・装飾費，使用料，配送料） ・ 宣伝に必要な派遣，役務等の契約による外部人材の費用

	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトメールの郵送料等の実費 ・広報や宣伝のために購入した見本品や展示品（家電量販店にある製品のモックアップ，飲食店店頭の食品見本など） <p>※ パンフレット等については，補助対象期間内に使用した枚数に係る費用が対象（期間中に作成した枚数ではありません。）</p> <p>※ 切手や特定封筒（レターパック・スマートレター）の購入費用は対象外</p> <p>※ 求人広告は対象外</p> <p>※ 電子商店街（インターネットショッピングモール）の出品・利用料は対象外</p>
外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費 (例) WEBサイト作成，ソフトウェア開発，商品加工など <p>※ 請負とは，業務の完遂が義務であり，その結果に対する報酬が発生する契約形態</p> <p>※ 助成対象となる上限は，助成対象経費の全体額の1/2まで</p> <p>※ 自社のネット販売システム構築のためのホームページ作成費（外注費）は対象となるが，他者の運営する電子商店街（インターネットショッピングモール）の出店手続のための第三者請負費は対象外</p>
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費 (例) 市場調査委託等

		※ 助成対象となる上限は、助成対象経費の全体額の1/2まで
	その他	・センターが特に必要と認める経費

【対象とならない経費】

※ 表の区分に当てはまる経費であっても、次のものは対象としない。

- ・ 振込手数料，代引き手数料
- ・ プリペイドカード，商品券等の金券
- ・ 光熱水費，電話代，切手代，特定封筒（レターパック・スマートレター）購入費，インターネット利用料（開通費を除く。）
- ・ 新聞代，書籍代（研究費に係るものを除く。），雑誌購読料
- ・ 制服，社名等ロゴ入りTシャツ，はっぴ等の衣類
- ・ 団体等の会費・加盟料，年契約（期間が助成事業期間を超えるもの）の広告料
- ・ 税務申告，決算書作成等のために税理士，公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等），各種保険料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 他の事業との明確な区別が困難である経費
- ・ 公的な資金の使途として社会通念上，不適切な経費